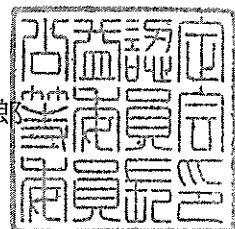


府 益 第 1 9 号
令和 2 年 1 月 10 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員會
委員長 佐久間 総一郎



答申書

令和元年12月20日付け府益担第1061号をもって公益認定等委員会に
諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮詢に係る別紙1記載の法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第2号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。その理由の詳細は、別紙2記載のとおりである。

別紙1

1. 法人コード : A024544
2. 法人の名称 : 一般社団法人日本自然文化協会
3. 代表者の氏名 : 北村 寛治
4. 主たる事務所の所在場所 : 奈良県香芝市白鳳台二丁目 8 番地 1

別紙2

1. 申請法人

申請法人の公益認定申請書（以下「申請書」という。）によれば、申請法人が定款に掲げる目的は次のとおりである。

（目的）

この法人は、自然、文化遺産、伝統技術及び文化芸術等の無形文化財の保護並びに国際相互理解の促進を行うことを目的とする。

2. 申請に係る公益目的事業

申請書に記載された公益目的事業は、「公1 世界遺産に指定された自然遺産・文化遺産・文化財・無形文化財・伝統芸能等、国宝・重要文化財と都道府県が指定する文化財等に対して助成金を交付し、後世に向けた保護・保存等に貢献する。」、「公2 世界遺産・国宝・重要文化財・文化財・無形文化財・伝統芸能・天然記念物・野生動物等の保護事業及び公益各事業の助成すべきものの参考となるための情報収集と資料の蓄積」、「公3 国際相互理解を深める事業に要する助成事業」、「公4 世界遺産に指定された自然遺産・文化遺産・文化財・無形文化財・伝統芸能等、国宝・重要文化財と都道府県が指定する文化財等に対して助成金を交付し、後世に向けた保護・保存等に貢献する為の募金事業」の4つで、公益目的事業比率は100%である。

3. 技術的能力についての検討

（1）公益認定申請における認定基準

認定法第5条は、公益認定の基準として計18の基準を設けている。このうち、同条第2号において、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること」が必要とされている。

このうち、公益目的事業を行うのに必要な技術的能力については、「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）において、「事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保」とされている。

（2）申請法人の技術的能力について

申請法人の技術的能力について、次のような状況がみられる。

- ① 申請法人が平成30年3月12日付けの設立登記申請書に添付した定款（以下「申請法人定款」という。）第47条第1項により、事業計画書は、毎事業年度の開始日の前日までに理事会の承認を受けなけれ

ばならないとされているが、申請法人において平成 31 年度事業計画書が理事会の承認を受けたのは、事業年度の開始の日である平成 31 年 3 月 1 日より後である。

- ② 申請法人定款第 47 条第 1 項により、事業計画書を変更する場合には理事会の承認を受けなければならないとされているが、平成 30 年度事業計画書の変更に当たり理事会の承認を受けていない。
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 91 条第 2 項及び申請法人定款第 23 条第 3 項により、代表理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされているが、代表理事であった者 1 名は、法人成立の日（平成 30 年 3 月 12 日）から辞任した平成 31 年 3 月 1 日までの間に開催された理事会（2 回）を全て欠席し当該報告を行っていない。
- ④ 一般法人法第 105 条第 1 項により、監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めるとされているが、申請法人定款に監事の報酬等の額の定めがなく、申請法人の役員の報酬並びに費用に関する規定第 4 条において、監事の報酬額は理事会で決定するとしている。
- ⑤ 一般法人法第 38 条第 2 項及び申請法人定款第 14 条第 1 項により、社員総会の招集は理事会の決議によらなければならないとされているが、定時社員総会を令和元年 5 月 24 日に開催する旨の通知を、当該社員総会の招集を決議した同月 11 日の理事会前の同月 6 日付けて発出している。
- ⑥ 一般法人法第 129 条第 1 項により、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という。）については、定時社員総会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置かなければならぬこととされているが、定時社員総会の 2 週間前の日までに、理事会の承認を経た計算書類等を備え置いていない。
- ⑦ 一般法人法第 125 条により、定時社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、監査報告を提供しなければならないとされているが、令和元年 5 月 24 日開催の定時社員総会の招集の通知に監査報告書の添付はない。

以上①から⑦までの事実を踏まえると、申請法人は、法人運営の基盤となる一般法人法及び定款の規定を遵守しているものとは言えないものであり、公益法人として、公益目的事業の適正な実施を期待することは困難で

ある。

4. 結論

以上のことから、申請法人は、認定法第5条第2号に掲げる公益目的事業を行うのに必要な技術的能力を有するものであることという基準に適合すると認めることはできない。

